

フードバレー農業ビジネスセンター施設等利用要項

(目的)

第1条 この要項は、くまもと県南フードバレー構想の実現や県内農林水産業の振興につながる研究、開発等に取り組む個人、団体、教育機関、企業等が、農産物やその加工品の高付加価値化、新製品の開発及び技術力の向上を目的として、フードバレー農業ビジネスセンター（以下「センター」という。）の施設等を利用する際の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用方法)

第2条 センターの施設等を利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、施設等利用申込書（別紙様式1）をアグリシステム総合研究所長（以下、「所長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

(利用期間)

第3条 同一の施設等を連續で利用できる期間は、原則として最大5日間とする。

(利用時間)

第4条 利用できる時間は原則として開所日の午前9時00分から午後4時00分（清掃作業含む）までとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(施設等利用の制限)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申し込みに応じないことができる。

- (1) センターの業務に支障があるとき。
- (2) センターの施設等を毀損する恐れがあると認められるとき。
- (3) 利用者が暴力団関係者（暴力団員（熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と密接な関係を有するもの（条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）であるとき。
- (4) その他適当でないと認められるとき。

(利用料)

第6条 施設等の利用は、無料とする。

(施設等の利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない

- (1) 施設等の利用は、センターの職員の立ち会いのもと、または、指示により行うこと。
- (2) 施設等は当該室内で利用するものとし、外部へ持ち出さないこと。
- (3) 施設等利用の際に必要な消耗資材については、原則として利用者側が持参すること。
- (4) 施設等の利用を終了、又は中止したときは、責任をもって施設等の掃除、手入れ等を行い、センターの職員に報告し、点検を受けること。
- (5) 施設等利用の際に必要な人員を確保すること。

(施設等利用の取り消し)

第8条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた施設等を目的以外の利用に供したとき。
- (2) 許可を受けた施設等を善良な注意をもって利用しなかったとき。
- (3) その他、この要項又はこれに基づくセンターの職員の指示に従わなかったとき。

(施設等損傷に対する賠償)

第9条 施設等利用にあたり、利用者の故意又は過失により施設等に損害を与えた場合は、利用者が賠償の責めを負うものとする。

(事故及び災害発生時の責任)

第10条 施設等の利用中に利用者の責に起因して発生した事故及び災害については、利用者において全責任を負うものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、施設等利用に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、平成27月 5月13日から施行する。

この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要項は、平成30年 6月19日から施行する。

この要項は、令和 2年 5月13日から施行する。